定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第４項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

記

1. 監査対象及び実施期間

|  |  |
| --- | --- |
| 監 査 対 象 | 実 施 期 間 |
| 市民病院  ・総務課  ・医事課  ・栄養管理課  ・経営管理室  ・看護専門学校        平成28年4月1日から平成28年11月30日までに執行された所掌事務事業について | 平成29年1月4日  ～    平成29年1月26日 |

1. 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

1. 監査の概要

今回の監査は、監査対象期間において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った｡監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した｡

1. 監査の結果

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。

なお、次の事項について検討されたい。

（１）意見

1. 市民病院では、一部の医療機器については、老朽化し、修繕・更新が必要となってきている。安全・安心・納得の医療を提供していくため、必要な修繕をするとともに、医療機器の更新事業を計画的に進められたい。

1. 市民病院では、職員による電話催告や臨戸徴収などの滞納整理に継続して取り組まれているが、毎年、未収金のうち一部が、不納欠損として処理されている。公平性、

自主財源の確保の観点から、未収金の回収により一層努められたい。